

○養老町高度処理型合併処理浄化槽への転換事業補助金交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による河川の汚濁を最小限にするため、高度処理型合併処理浄化槽を設置しようとする者で、浄化槽転換に要する経費について、補助金交付をするものとし、その交付に関して、養老町補助金交付規則（平成元年養老町規則第2号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 町長は、高度処理型合併処理浄化槽の設置者で既存の単独浄化槽を撤去する者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に該当する事業とする。ただし、高度処理型合併処理浄化槽の設置と同年度事業に限り1世帯1施設とする。

- (1) 単独浄化槽を高度処理型合併処理浄化槽に転換するもの
- (2) その他町長が必要と認めたもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、9万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が住宅等を借りている場合は、賃貸人の承諾書
- (2) 高度処理型合併処理浄化槽の設置が確認できるもの（浄化槽設置通知書又は届出書の写し）
- (3) 既存単独浄化槽であることを確認できるもの（維持管理の書類の写しなど）

- (4) 工事の見積書
- (5) その他町長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第6条 町長は、前条による申請を受理したときは、その内容を審査し補助金を交付すべきと認めた者に対し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 申請者が補助金交付決定を受けた後、事業内容を変更又は事業の中止をしようとする場合は変更届書（様式第3号）を、町長にその旨を届け出なければならない。

3 町長は、第1項に規定する審査において、申請者及びその世帯員に町税（国民健康保険税を除く。）の未納があると認めるときは、補助金の交付は行わないものとする。

(完了報告)

第7条 補助対象者は、浄化槽等の取壊事業が完了したときは、事業完了報告書（様式第4号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 施工前から完了までの工事写真
- (2) 工事に係る領収書の写し
- (3) 最終清掃記録の写し
- (4) その他町長が必要と認めた書類

(確認)

第8条 町長は、前条の規定により事業完了報告書が提出された場合は、現地を確認するものとする。

(交付額の確定)

第9条 町長は、事業が完了したと認めた時は速やかに補助金の交付額確定通知書（様式第5号）により補助金対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金交付の取消し等)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 詐欺その他不正な行為があったとき

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。